

平成22年度決算参考資料  
財務諸表概要説明資料

平成 23(2011)年 9 月  
日野市企画部財政課

## I 新地方公会計制度について

### 1 新地方公会計制度の特徴

本市で平成 21 年度から公表を行っている新地方公会計制度は、総務省が示している方法「総務省方式改訂モデル(以下「改訂モデル」という。)」に基づいて作成しています。この新地方公会計制度は今までの公会計制度(現金主義、単式簿記)において対応しきれなかった「発生主義<sup>\*1</sup>、複式簿記」への対応や、特別会計や第三セクターなどの連結団体を含めること等を目的に作られており、より企業会計に近いものとなっています。

<sup>\*1</sup> 発生主義

現金以外の経済的価値が増減した場合についても把握し記録する考え方です。例えば職員の退職金について、今までの公会計では当該年度の支出金額のみでしたが、発生主義では勤続期間中であっても、将来退職手当を支給する義務を有し、その負債を計上します。実際には全職員が期末に退職した場合の退職金額(平成 22 年度では 89 億円(普通会計))を引当金として計上しており、このことにより職員数の増減が当該年度の人件費だけでなく、将来的な退職金額にどの程度影響を与えることになるのかを把握できるようになります。

### 2 本市における新地方公会計制度への対応経過

平成 19 年度に公布された行政改革推進法<sup>\*2</sup>等により、地方公共団体には新たな基準での財務書類の作成を求められています。しかし、新たな基準として総務省から 2 方式(基準モデルと総務省方式改訂モデル)が示され、東京都も独自の方式で運用を開始していたことから、本市はどのような方式を導入すべきか、東京都内の 26 市と共同で研究し、各方式の優位性を整理する中で「国からの明確な方向性が示されるまでは、総務省方式改訂モデルの導入が最も妥当である。」との研究会の判断を踏まえ、当面は「総務省方式改訂モデル」で財務書類 4 表<sup>\*3</sup>の整備をすすめることとしています。

この方針に基づき、総務省方式改訂モデルにより、従来の普通会計ベースのほか、特別会計や公営企業会計、第三セクター、一部事務組合等のすべてを連結した財務書類 4 表を公表することとなりました。

本報告は、これらの財務書類 4 表の概要及び平成 22 年度の財政状況を公表するものです。

<sup>\*2</sup> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の通称。

<sup>\*3</sup> 「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の通称。

### 3 複数の会計基準が存在する現状

前述のとおり会計基準については、総務省の 2 方式(基準モデルと総務省方式改訂モデル)及び東京都の独自方式など複数の基準が存在し、全国的にも統一されたものになっていません。また、都内においても統一されておらず、そのため現時点では一律に他の団体との比較を行うことが困難な状況となっています。

#### 4 算定方法の修正について

本財務諸表の作成にあたり、これまで行ってきた長期未払金の算定方法に誤りが判明したことから修正を行っています。このため、貸借対照表における有形固定資産において前年度と差額が生じています。

今回の修正では①長期リースの後年度負担分について、公会計上では計上が不要であったため削除したこと、②多摩平の森ふれあい館建設費における減価償却費の算出及び計上額について見直しており、昨年度までの計上方法と比較して①約 33 億 63 百万円、②5 億 45 百万円を有形固定資産(借方)からそれぞれ減額し、また、貸方では未払金で 43 億 4 百万円を減額し、純資産で 3 億 96 百万円を増額することにより調整を行っています。

なお、本資料において表記している平成 20、21 年度算定結果は、年度間の比較をするため、この修正を反映させて再計算しています。つきましては、既に公表している資料(過年度)と差額が生じていますのでご了承願います。

## II 普通会計での本市の財政状況(財務書類 4 表の概要) (財務書類は後添掲載)

### (1) 貸借対照表

貸借対照表は会計年度末の財政状態を明らかにするためのものです。表左側の資産の部は、これまでに取得した財産の総額を記載し、表右側には資産を形成する際に要した資金の調達方法を表しています。総務省方式改訂モデルの貸借対照表は、昭和 44 年度以降の「地方財政状況調査表(決算統計)」の数値を基本データにしており、基準モデルや東京都方式と違い、固定資産台帳等の整備を行わず作成しています。

なお、資産の有効活用等のため行政が保有する普通財産のうち売却が可能な資産を「売却可能資産」として有形固定資産<sup>\*4</sup>から除却して計上できることが特徴です。

<sup>\*4</sup> 有形固定資産とは、地方公共団体が所有する、物理的に存在し実体をもつ資産のことをいいます。原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を指します。

- 資産... 自治体が行政サービスを提供するために使用すると見込まれる、インフラ資産や施設などの有形固定資産に該当する資産と、将来自治体に資金流入をもたらす税金の未収入金や売却可能資産といった資産に区分されます。
- 負債... 将来、支払義務の履行により自治体から資金流出をもたらすものであり、地方債等が該当します。
- 純資産... 資産と負債の差額です。行政サービスを提供するために保有する資産の財源内訳において、負債を除いたものであることから、純資産は現在までの世代が負担した財源であると考えられます。

### 平成22年度普通会計貸借対照表(改訂モデル概要)

(平成23年3月31日現在)

(単位 億円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 資産の部	1,759	1. 固定負債	442
(1)生活インフラ資産	1,075	(1)地方債	346
(2)事業用資産	654	(2)債務負担行為	7
(3)売却可能資産	30	(3)退職手当引当金	89
2. 投資等	186	2. 流動負債	44
(1)投資及び出資金	68	(1)翌年度償還予定地方債	31
(2)貸付金	21	(2)債務負担行為	1
(3)基金等	97	(3)その他	12
		負債合計	486
3. 流動資産	57	純資産の部	金額
(1)現金・預金	55	純資産合計	1,516
(うち歳計現金)	(21)		
(2)未収金	2		
資産合計	2,002	負債及び純資産合計	2,002

### ① 本市の資産の状況

前ページの貸借対照表にあるように公共資産の内訳として、売却可能資産が約 30 億円あることが分かります。これは、本市の普通財産のうち、売却可能な土地を計上したものです。固定資産税評価額(土地面積×固定資産税路線価)を0.7で割り戻した時価評価額で計算しています。このため、路線価上の時価評価額で実際の鑑定評価額ではありません。(実際の鑑定評価額の算出には資産台帳の整備が必要。)

また、貸借対照表から本市の状況を見る指標のひとつとして地方債残高対公共資産比率があります。これは、社会資本の整備状況と将来負担である借金のバランスを示す指標で、平成 22 年度の状況は約 21.4%<sup>※5</sup>となり、15～40%が平均的な値とされていることから、適正範囲内での財政運営を行っていることがわかります。(なお、平成 21 年度決算における地方債残高対公共資産比率は約 22%。)

$$\text{※5 地方債残高対公共資産比率} = \frac{\text{地方債残高 (346+31)}}{\text{公共資産残高 (1,759)}} \times 100 = 21.4\%$$

### ② 経年比較

貸借対照表は以下のとおり推移しています。基金の取り崩し等により資産合計が減少していますが、可能な限り地方債の借入を抑制したことから地方債の償還が進み、結果として負債合計が減少しており、純資産比率においても財政状況が改善されていることが分かります。

#### 貸借対照表における経年比較

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度～22年度の増減理由
資産合計 (前年度比較)	1,992億98百万円	2,012億88百万円 (+ 19億90百万円)	2,001億75百万円 (-11億13百万円)	基金取り崩しによる預金額の減など
負債合計 (前年度比較)	513億37百万円	513億20百万円 (- 17百万円)	485億67百万円 (-27億53百万円)	地方債残高の減、退職手当引当金の減など
純資産合計 (前年度比較)	1,479億60百万円	1,499億68百万円 (+ 20億8百万円)	1,516億8百万円 (+ 16億40百万円)	
純資産比率 <sup>※6</sup> (前年度比較)	74.2%	74.5% (+0.3%)	75.7% (+1.2%)	

注)平成 20 年度、平成 21 年度の算定結果は、今回修正点を反映させ再計算した後の数値であるため、公表資料(過年度分)と差額が生じています。

※6 純資産比率・・・保有する資産のうち返済義務を負わない部分がどの程度あるかを示す指標

純資産比率＝純資産÷資産×100

※純資産比率は企業における自己資本比率に相当し、高いほど財政状況が良いとされています。

## (2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う費用(コスト)を表しており、企業会計の損益計算書に当たります。しかし、行政サービスには「利益」という概念がないため、行政コスト計算書は、1年間の行政サービスに費やされた費用(コスト)を発生主義により正しく算定することを目的としています。

### 平成22年度普通会計行政コスト計算書(改訂モデル概要)

(単位 億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
<b>【1】経常行政コスト</b>	470	509	505
1. 人にかかるコスト	102	108	98
(1)人件費	91	92	88
(2)退職手当引当金繰入額等	11	16	10
2. 物にかかるコスト	139	137	138
(1)物件費	89	86	87
(2)維持補修費	3	3	3
(3)減価償却費	47	48	48
3. 移転支出的なコスト	221	257	264
(1)他会計への支出	71	70	78
(2)社会保障給付	96	103	132
(3)補助費等	54	84	54
4. その他のコスト	8	7	5
(1)公債費(利子)等	8	7	5
<b>【2】経常収益</b>	24	21	22
1. 使用料・手数料等	24	21	22
<b>純経常行政コスト</b> <b>(【1】経常行政コスト - 【2】経常収益)</b>	446	488	483

行政コスト計算書は、表にあるように「【1】経常行政コスト」と「【2】経常収益」から構成され、「【1】経常行政コスト」から「【2】経常収益」を差引したものが、「純経常行政コスト」となります。

【1】経常行政コストでは人件費・物件費といった官庁会計の「節」で示される経費と、退職手当引当金繰入額等や減価償却費といった、発生主義特有の勘定科目とに分類されて表示されています。また、【2】経常収益では使用料・手数料といった行政サービスの対価としての収入が表示されています。

なお、行政コスト計算書では、行政サービスを提供するうえで最も重要な財源である税収を経常収益に含めません。これは、市税を主権者である住民からの拠出(企業会計での出資金に近いもの)として考えているためであり、経常行政コストと経常収益を比較すると一般的には大幅なコスト超過となります。(市税は、「純資産変動計算書」に計上し、計算されます。)

よって、経常行政コストと経常収益との差引で算出される純経常行政コストは、民間企業の

損益計算書で表わされる利益の概念とは異なり、資産形成に結び付かない1年間の行政サービスを提供する上で用いられた経費から、受益者負担などの収益で賄われたものを差し引いた額になります。

つまり、純経常行政コストの部分は、地方税、地方交付税や交付金等といった一般財源や資産の売却益などで賄わなければならないコストを表わしているといえます。

#### 【行政コストの状況】

本市の状況ですが、「人にかかるコスト(約98億円)」は昨年度と比較すると約10億円の削減となっています。これは職員給与の改定や職員数の削減が進んだことによるものです。「移転支的的なコスト」は大きな減少要因として定額給付金制度の廃止がありましたが、子ども手当制度の創設や生活保護費の増、及び特別会計への繰出し金の増加などの要因により約7億円の増加となっています。なお、「物にかかるコスト」はほぼ横ばいとなっています。

さらに、行政コスト計算書から行政サービスに要するコストと、それに対する使用料・手数料等の直接的な受益者負担の割合の状況を知ることができます。平成22年度の受益者負担割合は4.4%<sup>※7</sup>(平成21年度は4.1%)となり、平均的な値が2%~8%とされていますので、ほぼ中央値の状況となっています。

$$\text{※7 行政サービスに対する受益者負担割合} = \frac{\text{経常収益 (22)}}{\text{経常行政コスト (505)}} \times 100 = 4.4\%$$

#### (3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、資産と負債の差額である純資産の1年間の変動内容を表したものです。具体的には、市税や国都支出金などの財源を、「純経常行政コスト(=資産形成を伴わない経常的な行政活動)」や「公共資産の整備」、及び「臨時損益(災害復旧事業費)」などにいくら使ったかということを示しています。

純資産変動計算書は大きく①「純経常行政コストと財源」、②「臨時損益」、③「科目振替」、④「資産評価替えによる変動額」の4つに分類することができ、それぞれ以下の内容をあらわしています。

①「純経常行政コストと財源」の部分では、純経常行政コスト(=資産形成を伴わない経常的な行政活動)における一般財源及び経常的な補助金等受入が投入されている金額を読み取ることが出来ます。

②「臨時損益」の部分では、経常的なコストや財源のほかに、公共資産の除売却や第三セクター等に対する債権放棄など、臨時的な要因によるコストや収益がどの程度発生したかを読み取ることが出来ます。

③「科目振替」の部分では、使途に制約がない一般財源が、公共資産整備や貸付金・出資

金へ投入されることにより、公共資産整備等のためといった使途に制約を受けた一般財源に振り替わったことや、公共資産整備等のためといった使途に制約を受けていた一般財源が、減価償却によって公共資産の価値が減少した結果、財源も使途に制約がないものに振り替わったこと等を示しています。

④「資産評価替えによる変動額」の部分では、売却可能資産や有価証券の時価評価による資産価値の増減や、価値のある資産を無償で受贈したことによる受贈益の発生といった、潜在的な一般財源の増減を示しています。

#### 平成22年度普通会計純資産変動計算書(改訂モデル概要)

(単位 億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
期首純資産残高	1,445	1,480	1,500	→22年度当初の純資産残高
① 純経常行政コスト	△ 446	△ 488	△ 483	
一般財源	345	333	340	→22年度の一般財源
(1) 地方税	304	291	283	
(2) 地方交付税	1	1	15	
(3) その他行政コスト充当財源	40	41	42	
補助金等受入	132	169	161	→国都支出金などの補助金収入額
② 臨時損益	4	1	3	
公共資産徐売却損益	1	2	3	→土地売却における取得価額との差
投資損失	3	△ 1	0	
回収不能見込額戻入金	0	0	0	
③ 科目振替等	0	0	0	
④ 資産評価替えによる変動額	0	5	△ 2	→土地売却に伴う資産の減少
無償受贈資産受入等	0	0	0	
その他調整額	0	0	△ 3	
期末純資産残高	1,480	1,500	1,516	→22年度末の純資産残高

#### 【本市の純資産の変動状況】

表から、本市の純資産の変動状況及びその変動に伴う財源内訳がわかります。主な財源の内訳として、地方税(市税)が 56.7%、補助金等受入が 32.3%、交付金等のその他行政コスト充当財源が 8.4%となっています。

また、平成 22 年度は 7 年ぶりに普通交付税が交付されましたが、地方税の減収が進んでいることから、地方税と地方交付税を合算して平成 20 年度の地方税の水準となり、厳しい歳入不足の状況にあることがわかります。

#### (4) 資金収支計算書

資金収支計算書とは、歳計現金(=資金)の出入りの情報を性質の異なる 3 つの区分(【1】経常的収支の部、【2】公共資産整備収支の部、【3】投資・財務的収支の部)に分けて表示した財務書類です。



平成22年度普通会計資金収支計算書(改訂モデル概要)

(単位 億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
<b>【1】経常的収支の部</b>			
支出合計	402	442	439
収入合計	482	530	522
経常的収支額	80	88	83
<b>【2】公共資産整備収支の部</b>			
支出合計	72	60	60
収入合計	59	48	48
公共資産整備収支額	△ 13	△ 12	△ 12
<b>【3】投資・財務的収支の部</b>			
支出合計	79	72	86
収入合計	18	6	7
投資・財務的収支額	△ 61	△ 66	△ 79
当年度歳計現金増減額	5	10	△ 8
期首歳計現金残高	14	19	29
期末歳計現金残高	19	29	21

※基礎的財政収支(プライマリーバランス)に関する情報

収入総額	560	585	577
地方債発行額	△ 33	△ 30	△ 9
支出総額	△ 555	△ 574	△ 586
財政調整基金等取崩額	△ 5	△ 12	△ 22
地方債償還額	34	35	35
財政調整基金等積立額	13	13	21
<b>基礎的財政収支</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>16</b>

【1】経常的収支の部には、人件費や物件費などの支出と税収や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。

【2】公共資産整備収支の部では、公共資産の整備などによる支出とその財源である補助金・借入などによる収入が計上されており、いわゆる公共事業に伴う財源の使途と内訳等が表示されます。

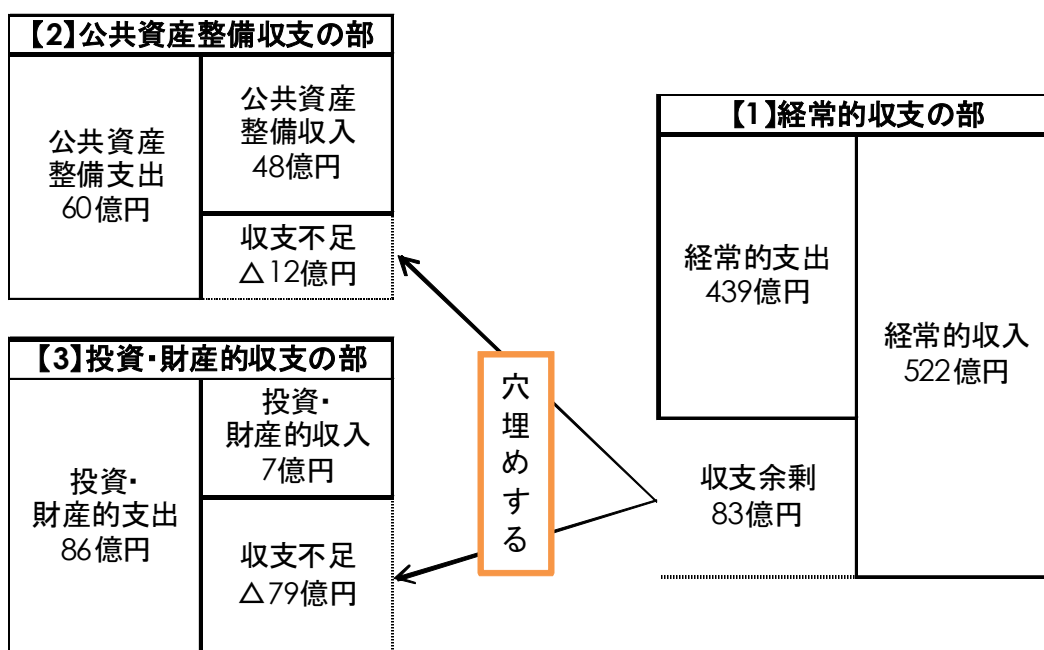
【3】投資・財務的収支の部には、出資・貸付・基金の積立・借入の返済などによる支出とその財源である補助金、借入、貸付金元金の回収などの収入が計上されています。

資金収支計算書の3つの区分は、経常的収支の部で生じた収支余剰で公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足を穴埋めするという関係になっており、本市の状況は次ページの「資金収支計算書のイメージ」のようになります。

また、経常的収支と、公共資産整備収支、投資・財務的収支の合計額の差は、その年度の歳計現金の増減額(単年度収支)と一致します。経常的収支の部の黒字よりも、公共資産整備収支と投資・財務的収支の部の赤字合計額が大きい場合は、期首にあった歳計現金が事業の実施により減少していることを意味しています。平成 22 年度は赤字合計額が上回っていますが、主に基金への積立を増やしたことにより投資・財務的な支出が増加した結果、歳計現金が減少したものです。

また、資金収支計算書は基礎的財政収支(地方債発行額、地方債償還額をそれぞれ収入・支出から除いた収支=プライマリーバランス)の情報も示します。本市は、元金償還額以上の借入は行わないことなどから、基礎的財政収支は基本的に黒字となっており、この取り組みを継続することにより財政の健全性を持続していきたいと考えています。

### 【資金収支計算書のイメージ】



※収支不足額 > 収支余剰額なら単年度収支は赤字となります。  
(平成22年度 収支不足額(91億円) > 収支余剰額(83億円))

#### (5) 財務書類 4 表の関係

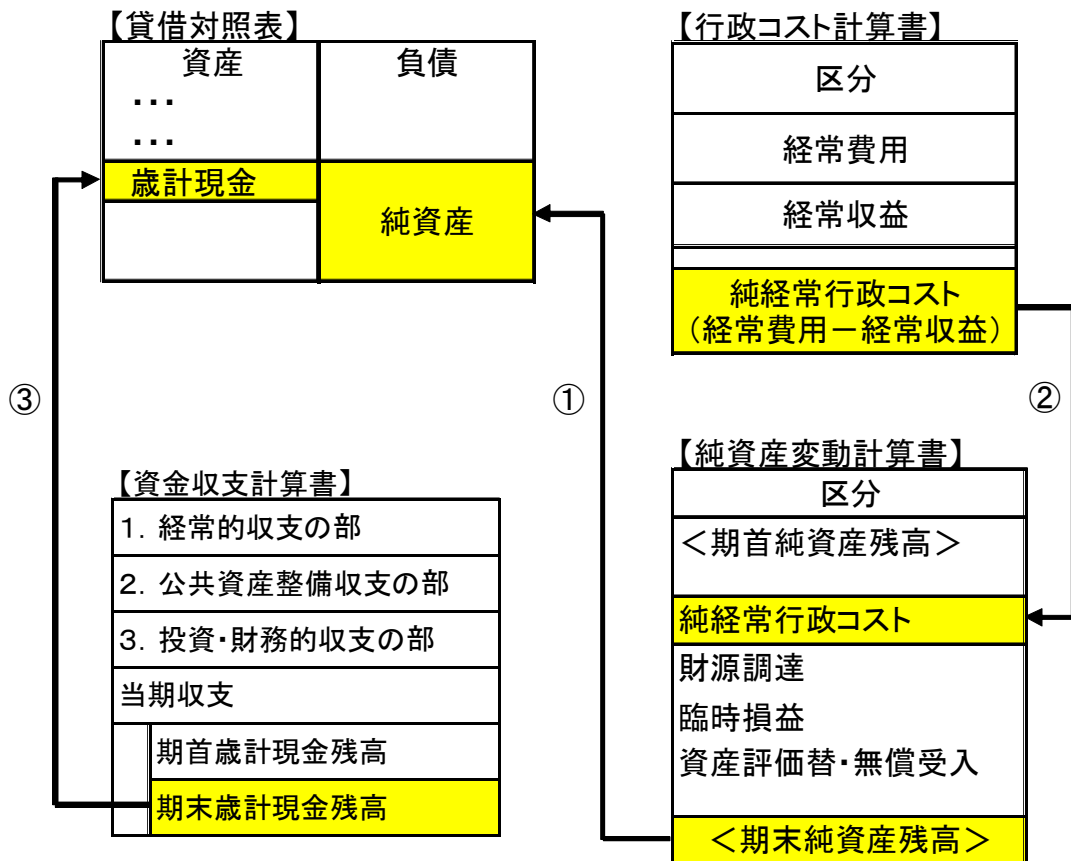
①貸借対照表の純資産は、国・都からの補助金や自治体の独自財源で、既に現在まで世代が負担した部分を表わしています。この純資産の変動を表わしたものが、純資産変動計算書です。純資産変動計算書の期末残高が貸借対照表の当該年度の純資産合計になります。純資産変動計算書における純経常行政コストが一般財源、補助金等受入を超過すれば、純資産が減少し、逆に一般財源、補助金等受入等が純経常行政コストを超過すれば、純資産が増加することになります。

②行政コスト計算書は、純資産変動計算書における純経常行政コストの詳細な内訳明細です。1 年間にかかった経常行政コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、

一般財源、補助金受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。

③資金収支計算書は、歳計現金の1年間の動きを表わす財務書類であり、期末歳計現金残高は貸借対照表の歳計現金残高と一致します。このことは資金収支計算書が貸借対照表に計上されている歳計現金の増減明細であるということを意味します。①から③について4表の相関関係を表示すると下図のとおりです。

### 財務書類4表の関係イメージ図



### Ⅲ 連結決算での本市の財政状況

市の財政状況をみる財務書類4表には普通会計をもとにした財務書類4表のほか、特別会計などを含めた連結財務書類4表があります。連結財務書類4表とは、普通会計のほか、国民健康保険事業などの特別会計、市立病院、市が出資する財団法人、その他の行政サービスを実施するために加入している一部事務組合等をひとつの実施主体とみなして市全体の財政状況を把握するために作成する財務書類です。これらは、一般会計以外の会計などにおいて発生する損失や債務についても、市は大きな弁済責任を有していることから地方自治体の行政運営全般の財務数値を把握するために作成するものです。

#### 連結の手続きについて

##### 1 連結対象団体一覧(日野市の場合)

###### ・公営事業

国民健康保険、老人保健、介護保険、介護サービス、後期高齢、下水道

###### ・公営企業

市立病院

###### ・出資のある企業・財団法人等

総務省方式改訂モデルにおいては、出資比率が25%以上の団体について、原則、連結することになっているため、日野市土地開発公社、(財)環境緑化協会、(社)日野市社会福祉協議会、(社)日野市福祉事業団、(株)日野市企業公社を連結しています。

###### ・一部事務組合等

東京たま広域資源循環組合、南多摩斎場組合、十一市競輪事業組合、四市競艇事業組合、東京市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合

##### 2 連結決算日

普通会計と各公営事業会計は、出納整理期間(4月1日～5月31日)を考慮して決算を行っていますが、外郭団体は3月31日を決算日としています。

##### 3 連結修正

普通会計と各公営事業会計、外郭団体間における「投資及び出資金」と「基本財産」、「市の指定管理料支出」と「財団の指定管理料収入」といった債権債務などを相殺消去しています。連結することで一つの会計単位となるため、同一事業体内での取引を「連結修正」という項目で消去しています。

#### 【本市の連結での状況】

平成22年度の連結決算の財政状況は、普通会計と同様の指標で算出した場合、次頁の指標で見ても適正な財政運営がなされているものと考えられます。

(1) 連結貸借対照表における経年比較

貸借対照表における経年比較(連結)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産合計 (前年度比較)	2,770億57百万円	2,773億65百万円 (+ 3億8百万円)	2,746億83百万円 (- 26億82百万円)
負債合計 (前年度比較)	1,083億56百万円	1,062億94百万円 (- 20億62百万円)	1,016億87百万円 (- 46億7百万円)
純資産合計 (前年度比較)	1,687億円	1,710億71百万円 (+ 23億71百万円)	1,729億96百万円 (+ 19億25百万円)
純資産比率 (前年度比較)	60.9%	61.7% (+1.0%)	63.0% (+1.3%)

注)平成20年度、平成21年度の算定結果は、今回修正点を反映させ再計算した後の数値であるため、公表資料(過年度分)と差額が生じています。

連結貸借対照表において昨年度からの推移を見てみると、普通会計の影響により資産が減少すると共に、負債合計が減少しています。地方債の償還が進み、負債額が減少したことにより、純資産比率が増加し、財政状況が改善されたことが分かります。

(2) 地方債残高対公共資産比率 (連結貸借対照表より)

社会資本の整備状況と将来負担である借金のバランスを示す指標です。(平均的な値は15~40%と言われています。)平均値の中にありますが、普通会計の約21.4%と比較すると10ポイント程度高い数値となっています。

$$\text{地方債残高}(727 \text{ 億円} + 55 \text{ 億円}) \div \text{公共資産残高}(2,518 \text{ 億円}) \times 100 = \text{約 } 31.0\%$$

(3) 行政サービスに対する受益者負担割合 (連結行政コスト計算書より)

自治体の行政サービスに要するコストと、使用料・手数料等の直接的な受益者負担の割合です。平成22年度は約34.7%となり、昨年度の約34.6%からほぼ横ばいとなりました。普通会計の約4.1%と比較すると非常に高い数値となっておりますが、これは独立採算が求められる公営企業会計においては、コストに対する経常収益の割合が高いこと(下水道使用料や病院使用料等)によるものです。

$$\text{経常収益}(321 \text{ 億円}) \div \text{経常行政コスト}(926 \text{ 億円}) \times 100 = \text{約 } 34.7\%$$